

被害にあわれた方が利用できる支援や制度

質問：どのような支援や制度がある
のですか？



警察における被害者支援

被害者連絡制度

被害にあわれた方のご希望に応じて、担当警察署より次のような連絡をしています。

捜査状況

※捜査に支障ない範囲

犯人の検挙状況

犯人の処分状況

※送致先検察庁、起訴
／不起訴等の処分状況等



カウンセリング

被害にあわれた方やご家族、ご遺族の方で、強いショックを受けたり、悩んでいた方のために、臨床心理士によるカウンセリングを行っています。

担当の警察官又は犯罪被害者支援室へご相談ください。



公費支出制度

一定の犯罪でケガをした場合や、性犯罪の被害にあわれた場合に、診断書料、初診料、緊急避妊費用などを警察が支出します。

該当する場合は、担当警察官からご案内しますが、不明な点をご確認ください。

*被害の内容などにより支出できない場合もあります。

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為によって、ご家族を亡くされたご遺族、重大な負傷や疾病を負ったり、身体に障害が残った被害者の方に対して、国が給付金を支給しています。

ただし、被害者にも原因がある場合や親族間での犯罪などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

遺族給付金

亡くなられた犯罪被害者の第1順位の遺族

障害給付金

後遺障害(障害等級第1級から第14級に該当)が残った犯罪被害者本人

重傷病給付金

療養期間1か月以上、かつ入院3日以上を要する傷病を負った犯罪被害者本人

※ 重傷病給付金の傷病がPTSD等の精神疾患の場合は、療養の期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度(医師の診断が必要)で該当します。

※ 給付金の申請は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は発生した日から7年を経過したときはできません。

※ 詳しくは、警察庁のホームページ等をご確認ください。

